

# 建設コンサルタント業務等請負契約の指名基準に関する達

制 定 平成 7 年 6 月 7 日水公達平成 7 年第 6 号  
最終改正 平成 1 5 年 1 0 月 1 日水機達平成 1 5 年度第 4 7 号

独立行政法人水資源機構が発注する調査、測量、設計又は試験の請負契約（以下「建設コンサルタント業務等請負契約」という。）を指名競争入札に付する場合又は随意契約による場合における指名基準については、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 不誠実な行為の有無
- 二 経営状況
- 三 業務成績
- 四 手持業務の状況
- 五 当該業務における技術的適性
- 六 安全管理の状況
- 七 労働福祉の状況

## 附 則

この達は、平成 7 年 6 月 7 日から実施する。